

みなさんお元気ですか。朝晩はいくぶんしのぎやすくなってまいりました。これから秋に向けて旬を迎えるサンマに異変がおきています。7月に解禁された今年の初日水揚げ量は過去最少となりました。サンマは太平洋全域に生息していて季節ごとに移動する【回遊魚】です。日本の近海には、夏から秋にかけて太平洋沖からやってきます。日本では近海にやってきた魚を取っていました。近年その日本近海にみるサンマが減っている。原因の1つが『公海』にあることが分かってきました。公海とは、どこの国にも属さない公の海です。公海での乱獲が原因のようです。安くて美味しいサンマは世界でも人気があり争奪戦が繰り広げられています。資源が枯渇してしまわないようにルール作りが進められています。W杯アジア2次予選は9月3日、対カンボジア(埼玉スタジアム)9月8日、対アフガニスタン。頑張れ日本！ 中村

3階建ての学校等や3,000㎡を超える建築物が木造で建てやすくなります！

(河野)

木造学校の火災実験による安全性の検証を踏まえ、建築基準法の改正が行われました。これにより、3階建ての木造の学校や大規模な木造の建築物が建てやすくなりました。

改正のポイント1 3階建ての学校等が木造で建てやすくなります

学校等について、避難上の安全を確保するため、これまで3階建て以上は耐火建築物にする必要がありましたが、今回の改正により3階建ての学校等について一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になり、木造の学校等が建てやすくなります(法第27条改正)

※ 学校等とは、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、水泳場またはスポーツ練習場をいいます。

※ 延焼防止措置として、ひさし又はバルコニーの設置や、天井の不燃化等の対応があります。

改正のポイント2 3,000㎡を超える建築物が木造で建てやすくなります

従来は、延べ面積3,000㎡を超える建築物は大規模な火災を防止するため、耐火構造等とする必要がありましたが、今回の改正ではこれらの規模の建築物であっても3,000㎡以内毎に耐火性の高い壁等で区画することで耐火構造以外の建築物とすることができるようになり、3,000㎡を超える木造の建築物が建てやすくなります。

(法第21条改正)

準耐火構造とは？

準耐火構造とは、火災時に、一定時間(1時間または45分)倒壊しない構造としたものです。準耐火構造には、鉄骨作りや木造など様々なタイプがありますが、木造とする場合には、せっこうボード等で被覆を行う仕様の他、木材の構造部材を現しにする仕様(燃えしろ設計)も告示に示されています。この他にも、ログハウスや厚板の壁等、企業等より開発されて実際に使われている仕様も数多くあります。

◆問い合わせ先◆

【基準改正について】国土交通省 住宅局 建築指導課 03-5253-8111(内線39546)

知っちょい得

電話から1時間ぐらい後に若い男が老女の家を訪れた。若い男と一緒に中年の男が1人立っていた。若い男は「ご迷惑をかけてしまって本当に申し訳ありません。僕1人では対処が難しいと思って、僕の会社の先輩を連れてきました。」と言った。中年の男は一見してチンピラ風で普通のサラリーマンにはとても見えなかった。その様子を見て老女はさらに動揺した(続く)。

弁護士 渋谷和洋
千代田区六番町3番地1協和ビル6F
Eメール shibuya@ns-lawip.jp

建設業Q&A

Q. 事業主と同居している親族は雇用保険に入れますか？

A. 原則として被保険者となりません。

ただし、次の条件を満たして入れは被保険者となりますが公共職業安定所へ雇用の事態を確認できる書類等の提出が必要となります。

- ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。
- ② 就労の実態が当確事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。
- ③ 事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと。(中村竜二)

9月とは？ 実りの秋！

1年12か月の第9番目の月です。陰暦の8月にあたるため節は仲秋であるが、まだ残暑の厳しい日が多く、雨や台風も多い気象の変化の激しい月があります。立春より数えて210日がこの月の1、2日に、220日が11、12日にあたり、この両日が大風の多い大厄日として、古来、農家で恐れられてきたことから、この月の気象の変動の大きいことが知られています。また、「実りの季節」とも言われ野山は、木の実・山野草の実・きのこなどのさまざまな食材に恵まれます。サンマや鮭などの魚介類は海水の温度が下がって身が締まり、りんご・柿などの果物も豊富に収穫されます。(澁谷)